

令和2年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和2年5月13日（水）午前10時

我孫子市手賀沼親水広場水の館1階手賀沼ステーション

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

2番 中 野 栄

3番 嶺 岸 勝 志

4番 三 須 清 一

5番 大 井 栄 一

6番 大 炊 三 枝 子

9番 宮 久 保 勝

10番 根 本 博

4. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩 四 郎

次 長 大 井 一 郎

農 地 係 長 富 塚 隆 則

農政課主査長 廣 瀬 弘 忠

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画（案）について

議案第4号 事業計画認定書（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地の使用貸借権の解約通知について

三須清一会長 ただいまから、令和2年第5回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名のうち7名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 中野栄委員

5番 大井栄一委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号の合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、新規設定4件、再設定8件、中間管理機構1件の合計13件です。

議案第3号は、「農用地利用配分計画（案）について」です。

議案第4号は、「事業計画認定書（案）の決定について」です。

以上で、議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料の1ページからとなります。

申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は966平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇北側に位置しています。位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は、〇市の設備事業を行っている方で、譲渡人は〇〇〇の方です。調整区域の農

地を資材置場にしようとするものです。他法令はなく、土地代については〇〇〇万〇、〇〇〇円で、その他登記費用など〇〇万〇、〇〇〇円です。資金については、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明で確認しています。

なお、他法令については、特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

譲受人立合いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は2段で2区画となっておりますが、ほぼ平坦で、埋立てなどもなく、雨水は敷地内に浸透し、隣接農地には影響が出ないよう、また飛散しやすいものはコンテナに収納し、飛散してしまった場合は速やかに撤去を行うとのことでした。なお、隣接農地所有者から了承を得たとのことでした。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしていることから、第1調査会で書面決議を行ったところ、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については、原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議しま

す。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は14ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目・田1筆、〇〇〇地先の田1筆、合計2筆、合計面積は7,231平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は10年間、賃借料は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

次に、整理番号2番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇の地目・畑2筆、合計面積は4,593平方メートルです。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は3年間、賃借料は10アール当たり〇万円です。

次に、整理番号3番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目・畑2筆、合計面積は5,371平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万円です。

次に、整理番号4番、使用賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇〇の地目・畑2筆の一部、〇〇字〇〇〇〇の地目・畑3筆の一部、合計5筆、合計面積は2,442平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は10か月、賃料は無料です。

次に、整理番号5番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目・畑2筆、合計面積は1,050平方メートルです。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

次に、整理番号6番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・田2筆、合計面積は781平方メートルです。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

次に、整理番号7番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目・田2筆、合計面積は6,106平方メートルです。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は10年間、賃借料は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

次に、整理番号8番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目・畑1筆、面積は1,180平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇

の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万〇,〇〇〇円です。

次に、整理番号9番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目・田1筆、面積は3,000平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、賃借料は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

次に、整理番号10番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目・畑1筆、面積は583平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は全面積で〇,〇〇〇円です。

次に、整理番号11番、賃借権を再設定する農地は、〇〇地先の地目・田1筆、面積は6,237平方メートルです。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は6年間、賃借料は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

次に、整理番号12番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目・田2筆、合計面積は6,136平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は10年間、賃借料は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

次に、整理番号13番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目・畑1筆、面積は2,122平方メートルです。借受者は農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会です。借受期間は10年間です。貸付者は〇〇〇の方です。借賃は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番の借受者の経営面積は、自作地のみ約1.5ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間100日、妻が200日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号2番の借受者は新規就農者で、今後の目標面積は、借受地のみで約0.52ヘクタールで、目標農業従事日数は、本人と妻が年間250日です。トラクターを所有しており、今後、農用自動車、動力噴霧器などをそろえる予定です。

続いて、整理番号3番の借受者の経営面積は、自作地のみで約0.22ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、父が270日、母が60日です。農用自動車、耕運機、トラクターなどをそろえています。

続いて、整理番号4番の借受者の経営面積は、借受地のみで約0.22ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。耕運機、管理機、刈り払い機をそろえています。

続いて、整理番号5番、6番の借受者の経営面積は、借受地のみで約2.1ヘクタールで、農業従事日数は年間250日です。管理機、草刈り機、田植え機をそろえています。

続いて、整理番号7番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約62.7ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日、妻が250日、子がそれぞれ250日と150日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号8番の借受者の経営面積は、借受地のみで約1.2ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が50日です。トラクター、耕運機、農用自動車等をそろえています。

続いて、整理番号9番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約13.9ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、母が250日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号10番の借受者の経営面積は、借受地のみで約0.84ヘクタール、農業従事日数は、本人と妻が年間320日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号11番の借受者の経営面積は、自作地、借受地を含めて約2ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間160日、妻が100日、父が50日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号12番の借受者の経営面積は、自作地、借受地を含めて約10.2ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日、妻が100日、母が50日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号13番の借受者は、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会、借受期間は10年間です。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって、書面決議により決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番から13番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 整理番号13番は中間管理機構を活用しておりますが、ほかの新規設定で、中間管理機構を活用されていないのはなぜでしょうか。もし分かれば教えていただきたい

と思います。

三須清一会長 事務局、分かりますか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは、再開いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 新規設定で、農地中間管理機構を活用していないのはなぜかということですが、基本的には、農地中間管理機構を使う場合、ある特定の農家さんに周辺の土地を集積するといったときに有利になりますので、今回の他の新規設定の場合は、市内のあちらこちらに農地が散らばっていますので、農地中間管理機構を活用されていないのが現状です。

嶺岸勝志委員 具体的には、相対の取引になっているのですか。

事務局 相対の取引ではなく、今回、農用地利用集積計画という形で正式に契約されているものです。

三須清一会長 よろしいですか。

嶺岸勝志委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第2号整理番号1番から13番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番から13番は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」審議します。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。議案資料は32ページからとなります。

議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」。

農用地利用配分計画（案）について、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、市長から農業委員会に対して農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による〇〇〇の畑の貸付けに係る計画案を作成するものです。
計画の詳細は農政課より説明いたします。

廣瀬弘忠農政課主査長 農政課の廣瀬です。よろしくお願いたします。

私から、農用地利用配分計画について説明いたします。

農用地利用集積計画のうち、千葉県園芸協会に貸付けをする1件が農用地利用配分計画の対象となります。利用集積計画の詳細については、議案書7ページを御確認ください。
議案資料32ページ、33ページが配分計画の詳細です。

では、内容について御説明いたします。

中間管理事業で農地を借り受けるための基本原則は、当該担い手へ貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資すること、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと、また、新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけることが条件となります。今回の配分計画を受ける経営体は、これらの原則を満たしておると考えられます。

では、今回の案件を御説明します。

今回の案件は、〇〇〇の農業者への配分です。対象となる農地は〇〇〇の畑1筆です。
担い手は、今回の該当農地の近隣地も借受け予定で、規模拡大及び分散錯圃の解消につながり、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけると考えられます。また、当該農地の所有者が担い手への貸付けを強く希望しております。

農政課からの説明は以上です。

三須清一会長 ありがとうございました。

続いて、中野調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案資料の32ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇〇の農家に権利設定するものです。権利設定する土地は、同資料33ページの地目・畑1筆、合計面積が2,122平方メートルです。

第1調査会では、貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから、本計画案は適当と判断し、第1調査会では、書面決議により全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号の権利設定に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第3号の「農用地利用配分計画（案）について」、「付すべく意見なし」と決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の「農用地利用配分計画（案）について」は、原案どおり「付すべく意見なし」と決定することにいたしました。

三須清一会長 続きまして、議案第4号の「利用計画認定書（案）の決定について」、審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。

議案第4号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、我孫子市長から事業計画認定書（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は34ページからとなります。

申請の都市農地は、〇〇〇字〇〇地先の畑2筆、合計面積は648平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇約150メートルに位置しています。位置図は、議案資料の41ページを御覧ください。

申請者は、〇〇〇の新規就農者で、所有者も〇〇〇の方です。市街化区域内の生産緑地を都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき賃貸借の契約をしようとするものです。土地代については、年額10アール当たり〇万〇、〇〇〇円です。

今回の議案につきまして、我孫子市では初めてとなりますので、補足の説明をいたします。

従前、市街化区域内の生産緑地につきましては、一般的には貸し借りはできず、所有者自ら耕作することとされていましたが、平成30年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、今回のような賃貸借や農家レストランなどが設置できることになりました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 令和2年5月7日、事務局職員と申請者で現地確認を行いました。

申請における事業内容が都市農業の有する機能の発揮に資すること、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと、耕作の事業を行うと認められることなど、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号に該当することが確認できました。第1調査会では、書面決議により全員一致で決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより、議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「事業計画認定書(案)の決定について」採決します。

原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4は原案どおり決定することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。届出事由は、駐車場です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。届出事由は、住宅が4件、資材置場1件です。

報告第3号は、「農地の使用貸借権の解除通知について」で、1件受理しました。通知の事由は、賃借人の健康上の理由により耕作が困難となったためで、1件受理しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号までについて、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これもちまして、令和2年第5回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。